

# 近世後期・大坂の髪結に関する一考察

塚 田 孝

## はじめに

江戸の髪結については、吉田伸之氏や須藤和美氏による研究の蓄積がある。江戸では、髪結株を持つ多数の髪結たちが、地域的な四八の小組を基礎に全体が一つの仲間（惣仲間）を形成していた。一九八〇年代に吉田氏は、町に抱えられた髪結たちが髪結株を物権化して町の進退を脱していく動向を指摘されていた。<sup>1)</sup>

一九九〇年代に大阪市大・福田文庫に含まれる江戸の髪結仲間の史料が利用されるようになり、須藤氏は十七世紀から十九世紀にわたる髪結仲間の展開過程を整理された。<sup>2)</sup> 吉田氏は、髪結株は町域程度を範囲として床と丁場（廻り場）をセットとしていたこと、髪結株主と實際の髪結に従事するものが分離し、株主は実際の髪結から上げ銭を徴

収する存在となっていたこと、髪結親方のもとで雇用される手間取り職人が展開し、彼らを口入れする手間宿も存在していたことなど広範な事実を明らかにされている。<sup>3)</sup> またここでは、髪結株の売買値段は十八世紀にはせいぜい数十両程度であったが、十九世紀には数百両を越えるまでになっていったことを指摘され、髪結仲間は髪結株主の共同組織になっていたことを説明されている。

以上のような江戸の髪結の存在形態の説明は、地位や職分の株＝物権化や仲間組織の重層と複合など近世身分社会の特質を表現するものとしてきわめて興味深いものである。

一方、大坂の髪結については、岡本浩氏がその一端を明らかにしているが、ほとんど未解明といっても良い状況である。それでも岡本氏

の研究を参照すれば、江戸と大坂では髪結とその仲間のあり方が大きく異なることが知られ、その説明が待たれるところであった。ところが最近、三津寺町の史料の中に町の髪結に関するものが含まれることに気づいた。きわめて興味深いものであり、その紹介もかねて若干の考察を加えてみたい。

### 一・床髪結と町髪結

まず岡本氏の研究によりながら、大坂の髪結についてわかっていることを確認しておこう。<sup>4)</sup>江戸の髪結は全体が一つの髪結仲間を形成していたが、大坂では床髪結と町抱の髪結とが区別されていた。

床髪結とは、橋台・辻・浜地などに髪結床を設置して、不特定の顧客を対象に営業する存在であった。床の所在する町との関係では、床設置に際しての証文に「橋懸り丁々々被仰出候儀、相背キ申間敷候」とか、「御町差障り之筋有之八、右床取除可申候」などあるように制約下に置かれる側面を持っていたが、彼らは牢番役を勤めることで自らの地位を床髪結仲間として公定されていた。明和元（一七六四）年段階で二〇五人が一〇組に分かれていた。この人数＝床数は、事実上株となっており、一八世紀半ばには確実に（床の）所有と（髪結の）経営の分離が見出されることを明らかにされている。

一方、町髪結（町抱髪結）は、抱えられた町内の顧客を対象に、廻り髪結の営業をしており、床設置は認められていなかった（床を設置して商うのを内仕事と呼ぶ）。表①は、菊屋町他の「通達組合拾三町

髪結名前帳」（天明三（一七八三）年）を一覧にしたものである。町髪結が通達組合という枠組みで仲間を作らされたことがわかり、興味深い、彼らは、同町内もしくは近隣町の借屋人である。

表① 町抱の髪結

町名	住所		名前	備考
菊屋町	九条村	?	中川屋十兵衛	寛政6 退役
〃	南堀江四丁目	借家	松屋安兵衛	後年町内天王寺屋佐助と交代
木挽町北之丁	大宝寺町	借家	河内屋喜太郎	
木挽町中之丁	南立屋町	借家	河内屋源兵衛	
木挽町南之丁	町内	借家	貝塚屋与七	
南畳屋町	町内	借家	柏屋安兵衛	
南塗師屋町	町内	借家	淡路屋半兵衛	
南笠置町	天王寺村	借家	池田屋嘉七	
〃	御前町	借家	伊勢屋武兵衛	
綿袋町	長町七丁目	借家	和泉屋九兵衛	
岩田町	北渡辺町	借家	和泉屋文蔵	
中津町	南笠屋町	借家	和泉屋弥助	
〃	町内	借家	播磨屋伊兵衛	
常珍町	町内	借家	米屋音七	
南綿町	西高津新地七丁目	借家	新田屋藤吉	
酒辺町	町内	借家	和泉屋源七	

注(4) 岡本浩論文より転載

町髪結は、髪結営業をしているだけではなかった。安永二（一七七三）年四月一〇日に北久宝寺町一丁目など六町より西町奉行所に宛てた返答書に、「私共町内髪結之儀は、是迄丁代分身元疾と相糺、実体成者を見定候上、丁代手前え召抱、丁内え差出し、無滞勝手宜御座候間、髪結共奉願上候通御差置、勿論是迄之通被為成下度」とあり、町髪結の身元確認から雇用中の監督まで、すべて丁代が行なっていることがわかる。町髪結は丁代の下で町用をも勤める存在だったのである。

町髪結の抱入れには、口入業者が存在していた。天満助成地榎村屋敷の借屋人大和屋喜右衛門他一四名が髪結口入の独占を出願したことに対して、これに反対する返答書が、宝暦九（一七五九）年閏七月三日に北久宝寺町一丁目など六町の丁代より惣会所宛に提出された。そこには、「右髪結口入之儀は、私共数拾ヶ年口入致させ来候而、丁内之格・働方之勝手等能存知、勿論髪結之身上確成者吟味仕差入候而」とあり、恒常的な口入の存在が知られるのである。

このように、床髪結と町髪結は、大坂においては存在形態を異にし、併存していたのであるが、牢番役を勤め、髪結渡世の独占の方向を志向する床髪結仲間、町髪結たちをその影響下に置いていく。明和元（一七六四）年、内仕事（町屋敷内に床を設置する営業形態）を自分たちの権限を侵すものとして、床髪結仲間はその禁止を願ったが、その経緯の中で、これまでの口入業者が否定され、町髪結はすべて床髪結から供給されることとされた。また、床髪結が牢番に当って

いる床は、手下（町抱）髪結が無賃で留守番を勤めることとされたのである。安永二～五年には、町抱髪結に札を出し、その留守勤めを代銭化する措置が取られた。

一九世紀に入って、文政年間には床髪結仲間は多額の借銀を抱え、その低利のものへの借り換えが問題になる。文政四（一八二一）年、高利の銀五〇貫目を、播磨屋利助・和泉屋伊兵衛の二口に分けて低利に借り替えるとともに、組頭十名から「仲間諸出入勘定帳面」を「組下」に引き渡すことになった。つまり、これまで仲間財政を管理してきた組頭の責任が問われ、その権限を「組下」に委ねることになったのである。この時、組頭十人が立て替えていた銀（取替銀）二五貫目については、無利息でそのまま残された。それゆえ組頭が交代する時は、前任者が出銀していた分を後任者が引き継ぎ負担しないといけないが、その調達のため他からの高利の借銀が嵩むことになった。そのため文政十二（一八二九）年になって、大和屋与兵衛の資金で仲間全体の借銀に切り替え、組頭の取替銀をなくすことにしたのである。これによって、床髪結仲間として三人に対する三口銀七五貫目の借銀を負うことになったのである。

ここで第一に注目されるのは、「組下」が実質的に何を意味するかである。一連の経過の中で、組下勘定役十人の存在が確認され、そのうち三人が組下惣代という立場にあったことがわかる。銀主である播磨屋・和泉屋・大和屋は、いずれも床持主であり、組下勘定役と重なる。つまり、「所有と経営の分離」した髪結仲間のうちには、大店が

含まれ、彼らが資金を用立て、仲間財政を全面的に管理することになったのである。彼らが実質的な「組下」であった。

第二には、他借の二口銀五〇貫目の引当に「三郷町々髪結出銀」を当てていることである。三郷の町髪結は、床髪結仲間に出銀を求められていたのである。これは、十八世紀後半に町髪結が床髪結仲間の支配下に組み込まれたことの結果であろう。

第三には、組頭たちは一年に三郷髪結入口の者より銀五〇〇目、「摂河両国髪結共」から銀一貫目を受け取ってきたが、仲間としての借用銀の利息に当てることにしたことである。組頭たちが摂河の髪結たちから出銀を受け取ることになったのは、文政六（一八二三）年に手下にすることを願い、文政八年に認められたからであった。<sup>(5)</sup> 組頭たちは「組下」に権限を委ねた時も、その取替銀は維持されることになったが、多額の借銀の責任を問われ、取替銀については無利息とされたのであった。それ故、取替銀は組頭たちにとって資産であったが、利銀は入らなかつたのである。ところが、組頭の交替の際には、先任の組頭の持分を新任の組頭が支払う必要がある、それを他からの借銀で賄うために、高利の借銀に苦しむようになったのである。このため文政十二年、組頭たちは取替銀を一括して受け取り、借銀を負うことになった床髪結仲間に対して、彼らが受け取ることができた二種類の出銀を譲ることになったのである。

この一件からは、十九世紀前半の床髪結仲間の実態と、三郷の町髪結および摂河在方の髪結との関係を集約して窺うことができるので

ある。

以上、岡本氏の研究から明らかになっている床髪結と町髪結についてまとめてみた。岡本論文の主な対象は床髪結とその仲間であり、町髪結については部分的に触れるにとどまっている。以下では、町髪結について少しだけ補足しておくこととする。

## 二、町髪結の日常

大坂では、十八世紀末から孝子褒賞がさかんに行なわれるようになる。<sup>(6)</sup> その中には髪結渡世だった者も含まれていた。文化五（一八〇八）年五月八日に褒賞された油町三丁目の布屋徳兵衛借屋に住む丹波屋与八は髪結渡世であった。こうした褒賞は、親孝行を奨励する意味で大坂市中に広く伝えられた。まず、それを引用しよう。<sup>(7)</sup>

口達触

油町三丁目布屋徳兵衛借屋

丹波屋与八

右与八儀前名与吉と申候節、亡父与八儀同所意丁目二致住居、同町髪結渡世いたし、女房らく・同人母とめ・娘つね・忬与吉・寅吉六人相暮候處、与八儀七年以前戌年九月令病氣差発、其節八与吉十三才二罷成、其以前分父之職方見習居候二付、乍幼年父之代り髪結働二罷出、母らく俱々致介抱候處、翌亥年正月与八致病死候後、与八と致改名、跡髪結渡世いたし、家内相育罷在候内、

又々同人姉つね病氣差発、右介抱をも無手抜いたし遣候得共、是又養生不叶、同年九月相果、右之通父并姉引続不幸之砌、葬送万端跡々巾をも行届念頃二相嘗、五年以前子年当時之借屋え変宅いたし、其節は祖母とめ七十才余之盲人二而致同居候處、万事之世話いたし、与八心妙二取扱居候處、母らく儀四年以前丑年分惣身不叶二相成、追々重病二罷成候付、医師掛ケ、服薬八勿論、功能有之由及承候程之売薬をも相用、毎朝早く起候而食事万端煮焚いたし、弟寅吉え夫々申付、職業二罷出、尤らく寝返りも難致、兩便自由不相成候付、程を考折々罷歸り、兩便為調、兩便したし二取扱布切等八、夜中隣家を忍ひ致洗濯、夜分も硝子細工物商二辻見せ差出候儀も有之、夜昼無油断致出情、祖母とめ儀兼而酒を好候付、困窮之中分夜分は少々ツ、酒肴取拵相進、諸事心二応候様取斗居候處、去卯年七十九才二相成、次第二相弱、同年八月致病死候處、葬送甲等もいたし、夜中透を見合、母病氣全快之祈願、氏神其余信仰之神仏え致參詣、日々母之好候品を相尋取拵為給候、深切二介抱いたし候由、与八儀日々家業致出情、右重病之介抱物入も有之内分、家賃銀等をも無帶相払、心妙之者故歟、母らく格別之大病二候處、去卯六月頃分段々全快二趣、当時二而八家内之世話も出来候様相成候付、一人相悦、家業致出情候趣二相聞、幼年之頃分孝心を尽、家業出情いたし、右体之行状、下賤之もの二は、別而心妙寄特成者二付、其段江戸表え申上候處、此度依御下知二、御褒美として白銀七枚被下候、

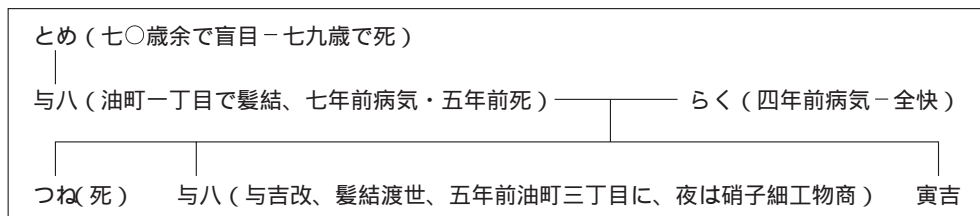
右之趣三郷町中不孝不実之もの共教戒二も可相成間、一同え可申聞置候事、

ここで褒賞を受けた丹波屋与八の家族関係は、図①の如くである。この家族関係図を参照しながら、与八の履歴を見ておこう。

○父の与八は、油町一丁目に住み、髪結渡世をして、図①に見える六人で暮らしていた。七年前(享和二年)病氣となつたが、その時一三歳だつたと吉は以前から父の職業を見習つていたので、幼年ではあつたが、代わりに髪結働きに出た。

○翌年正月に父与八が病死した後、与吉を与八と改名して、髪結渡世の跡を継いだ。この頃、姉つねが病氣となり、九月に死亡。

○五年前(文化元年)、油町三丁目の現在の借屋に転宅する。祖母のとめは七〇歳を越えた盲人だつたが、母らくが四年前に重病で寝たきりになる。与八は、弟寅吉にも協力させ、看病や身の回りの世話などを行届かせ、職業(髪結)に出かけ、



図①

夜には「硝子細工物商い」の辻店を出すこともあった。

○祖母とめは昨年七九歳でなくなつたが、母のらくはこの年六月頃  
から孝行の甲斐あつて全快した。

この説明では、看病や世話の細部はすべて省略した。父の病死、続く祖母・母の病気で幼い与八は過酷な状況に陥つたが、必死の努力で一家を支えたのである。褒賞の理由は、①そうした過酷な状況の中で、②幼少にもかかわらず、③稼業に精を出し、家計を支え、④病老の者を手厚く看病・世話し、⑤その者が亡くなると懇ろに申つたことであつた。こうしたことは、孝子褒賞を考える上で極めて興味深い  
が、ここではこれ以上触れない。

この事例で注目したいのは、「亡父与八儀、同所（油町）吉丁目二致住居、同町髪結渡世いたし」という表現である。単に、油町一丁目に住み、髪結渡世をしていた」と言っただけなら、「同所吉丁目二致住居、髪結渡世いたし」という表現になると思われ、この意味は、  
「油町一丁目に住み、油町一丁目の「町髪結」渡世をしていた」と理解すべきであろう。

父の死後、与吉は与八と改名して「跡髪結渡世」をしたというのも、油町一丁目の町髪結の地位を受け継いだということであろう。父の髪結稼業を見習っていたといつても、十三歳の与吉でも髪結稼業ができたことは、髪結稼業がさほど熟練を要さなかつたことが窺がえる。

丹波屋与八は、親の代から引き続き油町一丁目の髪結をしており、

その親の代以前には口入されたかもしれないが、それはここではわからない。また表①に見られた町髪結の存在形態からすると、油町三丁目の借屋に転宅した後も油町一丁目の髪結であつたと想定される。そうだとすると、町の雇用の権限は根底では存在していても、町髪結の地位はそれ自体固定性を帯びつつあつたということになる。あるいはそれは床髪結の統制下に置かれることも関わつていたかもしれない。

「町髪結である丹波屋与八」が、硝子細工物を商う辻店を出すなど複合的な稼ぎで家計を支える様子や看病・介護など、都市下層民衆の日常生活は褒賞の理由書の中に窺がうことができるが、固定性を帯びていたと思われる「町髪結としての与八」の実態は、具体的には示されていない。次節では、その一端を窺がうことにしよう。

### 三. 三津寺町の町髪結

三津寺町については、御津八幡宮文書、三津家文書が残されており、これまで大坂三郷の中でも研究の蓄積の分厚い町である。しかし、そのうち寛文年間以前の十七世紀後半までの史料が大阪市史料『御津八幡宮・三津家文書（上・下）』として刊行され、十七世紀の町の実態を示す稀有な史料でもあるため、研究はほとんどが十七世紀に集中している。しかし、三津家文書の中に幕末の町髪結の実態を示す興味深い証文が五通含まれている。まずこれを引用しよう。

## ①安政四年三月

## 髪結職請状之事

一御町内西半町髪結職御得意廻り場所銭屋治兵衛所持二御座候処、此度勝手二付相退キ被申、私へ永々譲り受候二付、御頼申上候通御承知被下候上、則譲り一札表へ奥書御調被成下、猶又相改、右職相働可申様御召抱被成下忝奉存候、然ル上は御町内御作法通堅相守、御旦那樣借家御得意衆中御子達并奉公人衆中二至迄、大切二仕相勤可申候、且又於会所御公用又は御寄会等御座候節は、俱心を用ひ御差支無之様可仕候、將又御心安く相成候迎奉公人衆中之内用向又は質物出し入之世話等一切仕間鋪候、自然右体之世話仕候歟、又は御丁内之御氣二人不申儀と御座候ハ、何時二而も御暇可被下候、其節一言之無申分、早速相退キ、跡代り相納候迄は幾人二而も入替、御町内御手支二相成候儀仕間鋪候、右御定之外何事二よらず、御法度之儀は不及申、諸事堅相守可申候、為後日之差入申請状、仍而如件、

但、髪結賃銭先借并於御丁内諸買掛り等一切仕間鋪候、

安政四巳年三月

髪結 山本屋幸助

親類受人(空白)

入口 (空白)

三津寺町

御町代

播磨屋孝七殿

## ②安政四年三月

## 髪結職二付差入申一札之事

一私儀御町内西半町髪結職働場所所持罷在候処、此度勝手二付当巳三月今河内屋甚吉と申者実体之もの二付、定助ケ日雇として差出申度御頼申上候處、御承知被下忝奉存候、依之御得意御旦那樣方は勿論御子達奉公人衆中二至迄、大切二為相働可申候、尤心安達等仕内用事并質物出し入等為致申間鋪候、猶又博奕諸勝負事且御町内諸買掛り等仕間鋪様、兼而申付置候得共、万一左様之儀相用不申、不埒之儀有之候歟、又は御町内之御氣二人不申候得は、何時二而も此もの為退、早速跡代り之者差入、御町内へ少しも御手支為致間鋪候、且又御会所へ御役人御出役等之節并御寄会等御座候砌は、我等同様心を用ひ為手伝可申候間、御召使ひ可被下候、為後日之差入申一札、仍而如件、

但、右御定之外何事二不寄、御法度之儀は不及申、諸事堅為

相守可申候、猶又御会所二日々台箱為差入可申候、若諸掛

り合等出来候ハ、本人不抱我々より急度相弁へ可申事、

安政四巳年三月

(名前、切取り)

手代人 河内屋甚吉 ㊞

入口 (名前、切取り)

三津寺町

御町代

播磨屋孝七殿

## ③安政五年三月

一札

一私儀御町内西半町髪結職働場所所持仕罷在候処、此度勝手二付、木挽町中之丁大和屋国三郎殿え、右場所銀式貫五百目二永代売渡申、相对行届申候、依之右譲り渡一札え奥印形之儀御頼申上候、尤右場所譲り渡之儀は、親類一同得心之儀二候得は、外々違乱妨申者老人も無御座候、万一故障ケ間鋪儀申者有之候ハ、我々何方迄も罷出、急度埒明、少しも御難儀相掛ケ中間鋪候、為後日之奥印御頼一札、仍而如件、

安政五年三月

山本屋幸助 印

親類 京屋重兵衛 印

三津寺町

御丁代 播磨屋孝七殿

## ④安政五年三月

髪結職二付差入申一札之事

一私儀御町内西半町髪結職働場所所持仕罷在候処、此度勝手二付当午三月今北国屋常七と申者実体成もの二付、定助ケ日雇として差出申度御頼申上候処、御承知被下忝奉存候、依之御得意御旦那様方は勿論御子達奉公人衆中二至迄、大切二為相働可申候、尤心安達等仕内用事并二質物之出し入等為致申間鋪候、猶又博奕諸勝負事且於御町内諸買掛り等仕間鋪様、兼而申付置候得共、万一左様

之儀相用不申、不埒之儀有之候歟、又は御町内之御氣二入不申候得は、何時二而も此者為退、早速跡代リ之者差入、御町内へ少しも御手支為致間鋪候、且亦御会所へ御役人御出役等之節并御寄会等御座候砌は、我等同様心を用ひ為手伝可申候間、御召使ひ可被下候、為後日之差入申一札、仍而如件、

但、右御定之外何事二よらず、御法度之儀は不及申、諸事堅相守可申候、猶又日々御会所へ台箱為差入可申候、尤諸掛り合等出来候ハ、本人二不抱我等急度相弁へ可申候、

安政五年三月

大和屋国三郎 印

手代リ 北国屋常七 印

三津寺町

御丁代 播磨屋

孝七殿

## ⑤文久元年四月

髪結職請状之事

一私儀従来御召抱二而、御町内北側は丸屋与兵衛殿居宅今、南側は泉屋嘉蔵代判嘉兵衛殿居宅今、東半町不残髪結働場所所持仕罷在候処、実正也、然ル上は御町内御作法通堅相守、御旦那様方借屋御得意衆中并奉公人衆中二至迄、大切二相働可申候、且亦於会所御公用又は御寄会等御座候節は、俱二心を用ひ御差支無之様可仕候、将亦御町内御氣二入不申儀御座候ハ、何時二而も御暇可被



下候、其節一言之申分無御座、早速退、跡代り相納候迄は幾人二而も、御丁内御手支二相成候儀無之様入替可申候、右之外何事二不寄、御法度之儀は不及申、諸事堅相守可申候、為後日之請状、仍而如件、

文久元酉年四月

三田屋弥助 印

三津寺町

御丁代

播磨屋孝七殿

これら五点の史料は、安政四（一八五七）年三月に作成された①②がセットであり、同五年三月に作成された③④がセットである。この二組は三津寺町内西半町の髪結職に関するものであり、文久元（一八六一）年四月の⑤は同町内東半町の髪結職に関するものである。三津寺町の髪結は町内を東西に区分して働き場としていたことをまず確認しておこう。

(1) 山本屋幸助と手代人河内屋甚吉

①「髪結職請状之事」は、髪結の山本屋幸助と親類請人・入口から三津寺町の町代播磨屋孝七に宛てて出されたものである。親類請人・入口とも空白であり、下書きであろうか。ただし、髪結職に関して、入口（＝口入）の存在が窺がわれ、十八世紀半ばの口入の存在と符合し、興味深い。

内容を見よう。まず、これまで町内西半町の「髪結職御得意廻り

場」を所持していた銭屋治兵衛から私（＝山本屋幸助）に譲り受けたので、譲り一札に奥印をお願いしたところご承知いただき、髪結職として召抱え下さり、忝く思いますとある。ここからは第一に、町による召抱え以前に、前任の銭屋治兵衛から山本屋幸助が譲り受ける（売買）という行為があり、「髪結職御得意廻り場」は株として物権化していることがわかる。第二には、町の側でこれに対応しているのが町代の播磨屋孝七であり、ここでも髪結を管轄しているのが町代であることがわかり、興味深い。

さらに続けて、町髪結としての召抱えの上は、町内作法を守り、「御旦那様」（＝家持）や借屋の「御得意衆」の子供たちや奉公人たちがまで大切に勤める（髪を結う）と約束するとともに、会所での公用や寄合がある時は、（町代と）共に心を配り差支えが生じないようにすると述べている。ここからは、髪結が町代の下で町用を勤める存在であることが確認される。一方、個人的に親しくなった奉公人たちが頼まれても私的な用事や質物出入れの世話等は決してしないと誓っている。おそらくこうした私的用事を頼むことも間々見られたのである。

そして町内の気に入らなければ、いつでも暇を出されても構わない、その後には代人を手配するということを約束している。この他、「御法度」を守り、髪結賃銭の前借りや町内での買掛り（付け買い）などをしないことを約束している。

以上の①の内容からは、髪結職が株となっているものの、山本屋幸

助が実際に町内の髪結いを行ない、町用を勤めるように見える。しかし、同時に作成された②「髪結職二付差入申一札之事」を見ると、事情はもつと複雑である。

この証文②は、差出人山本屋幸助から三津寺町町代播磨屋孝七に宛てて出されたもので、手代人河内屋甚吉と入口が連印している。河内屋甚吉は押印しており、正式のものと思われるが、差出人と入口の名前が切り取られている。切り取りの理由はわからない。

内容を見よう。まず、私（＝山本屋幸助）は丁内西半町の「髪結職働場所」を所持しているが、都合により、河内屋甚吉は実体な者なので、今年三月より「定助ケ日雇」として差し出したいと願ったところ、ご承知くだされありがたく思いますとある。今年三月よりとあるが、証文①により、山本屋幸助が「髪結職働場所」を所持するようになったの同時であり、最初から河内屋甚吉を「定助ケ日雇」（＝手代人）としていることがわかる。

以下、町内の御得意の旦那様はもちろん子供・奉公人までの髪結を大切に勤めさせ、内用事や質物の出入れなどをさせず、博奕や町内での買掛けをしないよう申し付けるとある。これは言うまでもなく、差出人である町髪結山本屋幸助が手代人甚吉にそのようにさせるといふことであり、山本屋幸助がその責任を負っているのである。そして、河内屋甚吉がこれらのことを守らず、町内の気に入らなければ、別の者に交替させると約束している。この後、会所に役人の出役がある時や寄合がある時は、自分同様手伝わせるので、召し使ってくださいと

あり、証文①で町髪結山本屋幸助が誓約していたのとまったく同内容を手代人にも求めていることがわかるが、注意したいのはその列記される順番が異なることである。

証文①の町髪結株主の場合は、髪結働きと町用勤めをまず記し、私的用事を足さないことを記して、不都合の場合には代人を差し出すという順番である。そして、最後に但書きで、髪結賃の前借と買掛けの禁止が来ている。一方、証文②の手代人の場合には、髪結働きをきちんとすること、私的用途の禁止と博奕や買掛けの禁止があり、不都合の場合には別人に交替させるという順番である。この後に、町用も手伝わせることが来る。前者が髪結働きと町用がセットで前面に出ているのに対し、後者は髪結働きと禁止事項が前面に出ており、町用は付随的に見える。これは、両者の表向きの立場を表現するものといえるであろう。

それでは、髪結株主は町用補助を勤め、髪結仕事は手代人に行なわせ、その責任は株主にあるというふうには実態を想定できようであろうか。証文②では、但書きに会所に台箱（髪結仕事の道具箱）を日々持ち込むとある。これは、髪結仕事は手代人が行なうことはもちろん、会所での町用補助も手代人が行なっていたと想定する方が自然ではなからうか。

以上の「髪結職働場所」株を所持する町髪結と手代人の関係は、江戸における髪結株主とその下で上銭を納めることで髪結働きに従事する髪結職人の関係とほぼ同様のものと考えられよう。

(2)大和屋国三郎と手代人北国屋常七

③「一札」と④「髪結職二付差入申一札之事」は、証文①・②のちよつど一年後に作成されたもので、「髪結職働場所」株(町髪結株)が山本屋幸助から大和屋国三郎に譲られ(売渡され)、同時に手代人が北国屋常七に代わる際のものである。

③「一札」は、株主山本屋幸助と親類京屋重兵衛から三津寺町丁代播磨屋孝七に宛てたものであり、押印された正規のものである。これは、前年のケースで、①請状が作成される前段階の譲り一札への奥印願いに当たる。山本屋幸助は、自らの所持する町内西半町の「髪結職働場所」を都合で木挽町中之丁の大和屋国三郎に代銀二貫五〇〇目で永代売渡の契約が整ったので、「譲り渡一札」に奥印してほしいと願っている。相手は丁代播磨屋孝七なので、証文①の内容とも符合し、町髪結を管轄し雇用の実権を握っているのが丁代であることが確認される。

このケースでは、「髪結職働場所」株(町髪結株)の売買代銀が二貫五〇〇目とわかり、おおよその株売買の相場が窺がえる。髪結株の代金が数百両に達する十九世紀の江戸と比べると十分の程度であるが、それでも数十両という高額で売買されたのである。以前に江戸の木戸番の職務が株となり数十両で売買されていたことを紹介したことがあるが、それに近い値段である。

ここで譲り一札に丁代の奥印を頼んでいることは重要な意味がある。山本屋幸助が譲り受けた証文①の場合も、売却する証文③の場合

も、ともに売主と買主の当事者同士で事前に合意がされていた。第一次的には、誰が売主で、誰が買主となるかは、当事者間の合意で決まるのであった。しかし、売主から買主に宛てた売買証文(譲り一札)に丁代の奥印が求められたのは、町髪結に対する最終的な町の進退権が存在したからであろう。町髪結株を買い取った者も、やはり町から雇用される必要があった。もし、高額の代銀を支払ったにもかかわらず、町の承認を得られなかったら堪らない。譲り一札に丁代が奥印することは、あらかじめ町の承認を得る意味を持ったのであろう。

この後、大和屋国三郎の髪結職請状が作成されたはずであるが、株主となった大和屋国三郎は、山本屋幸助と同じく手代人を置いた。それを示すのが、④「髪結職二付差入申一札之事」である。これは、大和屋国三郎が丁代播磨屋孝七に宛てて差し出したもので手代り北国屋常七が連印している。内容は、証文②とまったく同じであり、内容の分析は省略するが、(少なくとも西半町においては)定形化していることに注意しておきたい。手代人が置かれることが一般的だったことが窺がえるからである。

### (3)三田屋弥助

⑤「髪結職請状之事」は、三津寺町東半町の髪結職三田屋弥助の請状である。ここでは、証文①のように、親類請人や入口は見えておらず、同町内でも必ずしも形式は固定していない。宛先はここでも三津寺町の丁代播磨屋孝七である。

内容を見よう。私(三田屋弥助)は、「従来」町内から召抱えら

れ、町内北側は丸屋与兵衛の家屋敷から東、南側は泉屋嘉蔵代判嘉兵衛の家屋敷から東の半町の「髪結働場所」を所持してきた事は間違いない。そうである上は、町内作法を守り、髪結仕事を大切に勤め、また会所において「御公用又は御寄会」がある時は（丁代と）共に心を配り差支えが生じないようにする（町用を勤める）。もし町内の気に入らなければ、いつでも暇を出されても構わない、その際は代人を差し出し、町内の差支えが生じないようにする。おおよそ、以上のような内容である。

ここには、西半町の髪結職請状に見られるような私的用事を足すことの禁止や髪結賃前借・買掛けの禁止などの文言は見られない。しかし、髪結働きと町用を勤めるといふ町髪結の根幹となる二つのことは明確に記されており、文言は異なるが、本質的な部分では変わらない。

証文⑤で第一に注目されるのは、町内で東西二分された髪結働き場の境界は家屋敷を単位としていたことである。第二には、この請状は何故作成されたかという点である。文字通りでは、以前から三津寺町の東半町の髪結働き場所を所持していたのであり、それが事実だとすれば、最初の時点で請状は作成されていたはずである。だとすると、三田屋弥助はこの時新たに髪結働き場所を取得したと考えるのが自然ではなからうか。山本屋幸助は、証文②が作成されたのと同時に「髪結職御得意廻り場所」を取得したにもかかわらず、証文②では、「自分は西半町髪結働き場所を所持しているが、「此度」都合により三

月より手代人を置く」という文言になっており、文字通りではあたかも山本屋幸助は以前から髪結働き場所を所持していたかのようになっている。このことも、三田屋弥助はこの時東半町の髪結働き場所を手に入れたと考えることの傍証になるのではなからうか。

なお、このケースでは手代人が置かれたかどうか不明であるが、西半町の状況を勘案すると、東半町においても町髪結の地位は株化しており、株主と実際の髪結仕事をこなう者が分離していることは当然考えておくべきであらう。

#### おわりに

本稿では、大坂の町髪結の実態を知りうる三津寺町の史料を紹介して、床髪結だけでなく、町髪結も株化して、その所有と経営が分離していた状況を確認した。江戸の髪結株と比べると、売買価格は低かったが、それでも相当の値段で売買されており、本質的なところでは江戸の髪結株と共通していた。

これまで筆者は、さまざまな地位や役職が株や場として物権化していく状況に、近世身分社会の特質を見出すことができると指摘してきたが、大坂の町髪結もその典型的な一例であると言えよう。

## 註

- (1) 吉田伸之「近世の身分意識と職分観念」『日本の社会史』第七巻、岩波書店、一九八七年、のち「巨大都市における身分と職分」と改題して、同著『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年所収。
- (2) 須藤和美「江戸における髪結仲間について」『部落問題研究』一三三―一、一九九四年。
- (3) 吉田伸之『髪結新三』の歴史世界』(『歴史を読みなおす』一九)朝日新聞社、一九九四年。
- (4) 本節の内容は、すべて岡本浩「近世大坂における職と町」(『部落問題研究』一三七、一九九六年)による。岡本論文には、床髪結仲間の組頭の位置づけ、町髪結の起源と町代との関係について、あるいは内仕事と町髪結の位置づけなど部分的には疑問に思う点もあり、今後、再検討してみたいと考えているが、本節にまとめた範囲のことは妥当な理解であり、学ぶところが極めて大きいと考える。
- (5) 床髪結仲間が在方の髪結を編成しようとしたことが、在方でのような反応を生んだかについては、『本庄村史 歴史編―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ』本庄村史編纂委員会、四八四―六頁を参照。
- (6) 大坂の孝子褒賞の全体については、拙稿「近世後期大坂における都市下層民衆の生活世界」(井上徹・塚田孝編『東アジア近世都市における社会的結合―諸身分・諸階層の存在形態』清文堂、二〇〇五年)を参照。
- (7) 『大阪市史』第四巻、達二一九〇。
- (8) 『三津家文書』(同文書は大阪府立中之島図書館に寄託されている)。
- (9) 拙稿「下層民の世界―身分的周縁」の視点から「朝尾直弘編『日本の近世』七、中央公論社、一九九二年、のち拙著『近世身分制と周縁社会』東京大学出版会、一九九七年所収。

